

新小学1年生に義務教育就学児医療証を送付します

①令和3年4月から小学生になる子どもの医療証

現在、「乳幼児医療証(㊟医療証)」の交付を受けており、令和3年4月から小学校に入学する児童(平成26年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれ)の医療証については、令和3年4月1日から「義務教育就学児医療証(㊟医療証)」に切り替わります。

対象の方には、令和3年4月1日から有効な㊟医療証を、3月23日(火)に普通郵便で発送します(㊟医療証には所得制限があります。詳しくは右表参照)。

また、所得制限超過のため㊟医療証の対象とならない方にも、3月23日(火)に消滅通知書を普通郵

便で発送します。
※4月1日を過ぎても㊟医療証が届かない場合は、下記へご連絡ください。
※今回お送りする医療証は、**新小学1年生の児童のみ**となります。新小学1年生以外の方は、すでにお持ちの医療証を令和3年9月30日(木)までご使用ください。

扶養親族などの数(人)	所得制限限度額(円)
0	6,220,000
1	6,600,000
2	6,980,000
3	7,360,000

※以降、扶養親族などが1人増えるごとに、所得制限限度額に38万円を加算。

②ひとり親家庭等医療証(㊟医療証)をお持ちの皆さんへ

現在、「ひとり親家庭等医療証(㊟医療証)」の交付を受けており、令和3年4月1日から小学校に入学する児童がいる方の4月1日以降有効な児童の医療証は、下記のとおり課税世帯か非課税世帯かにより異なりますので、ご注意ください。

●課税世帯の場合

4月1日以降有効な児童の医療証は、㊟医療証となります。今回発送する㊟医療証を医療機関など

で提示してください。

●非課税世帯の場合

4月1日以降有効な児童の医療証は、㊟医療証となります。3月下旬に発送する㊟医療証に、小学1年生となる児童の氏名を印字しています。対象の児童が医療機関などを受診される場合は、㊟医療証を提示してください。なお、古い医療証は新しい医療証が届き次第、破棄または返却してください。

☎①②子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

原動機付自転車等の廃車・住所変更・名義変更の 手続きは3月31日(水)までに

軽自動車税の種別割は毎年4月1日時点で軽自動車、オートバイ、原動機付自転車、小型特殊自動車を登録している方に課税します。

廃車・盗難・譲渡で車両(ナンバープレート)が手元がない方、車両が壊れて使えない方、市外へ転出された方は3月31日(水)までに廃車手続きをしてください。

【手続き先】125cc以下のバイク・小型特殊自動車(清瀬ナンバー)＝課税課市民税係 ☎042-497-2041、126cc以上のバイク(多摩ナンバー)＝陸運支局多摩事務所 ☎050-5540-2033、軽四輪(乗用・貨物)自動車(多摩ナンバー)＝軽自動車検査協会 ☎050-3816-3104 ☎課税課市民税係 ☎042-497-2041

防犯パトロール用品を貸し出します

市では、自主的な防犯活動を行う団体(個人)への支援として、防犯パトロール用品(防犯ベスト、キャップ、腕章など)を貸与して



(貸与するパトロール用品の一部)

います。数に限りがありますので、貸出を希望される団体(個人)の方は事前にお問い合わせのうえ、申請してください。☎防災防犯課防犯係 ☎042-497-1848



平和祈念フェスタin清瀬 平和祈念展示会

東京大空襲の写真パネル、平和祈念展等実行委員会制作の「清瀬と戦争」のパネル、清瀬市非核平和宣言都市の詳細、核兵器禁止条約関連の資料、国境なき医師団の活動紹介、などを展示します。

☎3月16日(火)から28日(日)までの午前10時～午後6時 ☎クリアギャラリー(クリアビル4階) ☎企画課市

民協働係 ☎042-497-1803



前回の展示会の様子

清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)の最終報告がまとめられました

この度、「清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)」が、学識者や保健・医療・福祉関係者、市民公募委員で構成される同計画評価策定委員会から市長に提出されましたので、その内容を報告します。

☎高齢支援課管理係 ☎042-497-2079、同課介護サービス係 ☎042-497-2080、同課高齢福祉係 ☎042-497-2081、地域包括ケア

推進課地域包括支援センター ☎042-497-2082



波谷市長(右)に答申を手渡す下垣委員長(中央)と小滝副委員長(左)

本計画の基本理念は、前計画の課題などを踏まえたうえで、引き続き「高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう健康でいきいきと暮らしていけるまち」と決めました。

地域包括ケアシステムの要素である「医療・介護・予防・生活支援・住まい」が連携することで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、①～④の目標を設定して施策を推進します。

①住み慣れた地域で安心して暮らす

相談体制の充実を図るとともに、医療・介護の連携、地域住民や関係機関・団体などの協働による生活支援や見守り、権利擁護の推進、また災害や感染症に負けない安心・安全のまちづくりに取り組みます。

②一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

地域交流の場の充実、活動支援、技能や経験を発揮できる環境づくり、生涯学習環境の推進に取り組みます。

③いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

健康寿命の延伸を目指して、健康づくり支援や介護予防事業の充実、運動できる環境への取り組みを推進し、市民同士の支え合いのなかで介護予防の仕組みの深化を進めます。

④介護が必要になっても安心して暮らす

介護サービス基盤の充実を図るとともに、事業を円滑に推進するため、自立支援・重度化防止の取り組みや介護給付の適正化、介護人材の確保や家族介護者離職防止などの取り組みを推進します。

介護保険制度は、3年に一度、事業計画の策定にあわせ、見直しを図ることになっています。今回の見直しでは、今後3年間に見込まれる介護サービス費や被保険者数などを推計し、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を算定しました。なお、介護保険料は3月の市議会の審議を経て改定されます。

65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は、それぞれの金額が確定し次第、郵送にてお知らせいたします(7月ごろを予定)。

※40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険ごとの計算方法で決まります。詳しくは、加入されている各健康保険組合などにお問い合わせください。

ハンセン病関連講座が YouTubeで視聴できます

新型コロナウイルス感染症が拡大するいま、知識でご自身を、家族を守る術を身に着けませんか。2月11日に実施した「ハンセン病から学ぶ感染症講座」、2月27日に実施した「ハンセン病問題から学ぶ人権講座」を清瀬市公式YouTubeチャンネルで配信中です。古きを学んで新しきを知りましょう。期間限定配信です。ぜひご視聴ください!

☎3月31日(水)までの期間限定配信 ☎①国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課参与・国立感染症研究所ハンセン病研究センター客員研究員 儀同政一氏、②同課 課長・博士(社会学) 大高俊一郎氏 ☎③生涯学習スポーツ課 生涯学習係 ☎042-495-7001



清瀬市公式 YouTubeチャンネル

【市民伝言板利用案内】

●5月1日号掲載希望の「催し物」の原稿は、3月15日午前8時30分から4月1日までの間に受け付け。先着25枠。9月15日号掲載希望の「サークル仲間募集」の原稿は、8月16日まで受け付け。

●利用案内は、市ホームページまたは秘書広報課で配布しています。必ずご確認ください。☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808 ☎042-491-8600 ☎kouhou@city.kiyose.lg.jp